

# ノルディック・ウォーキングポールの使用に係る実施要領

## 1 目的

市民が生活習慣病予防のために運動習慣の定着を図ることを目的として推進しているノルディック・ウォーキングを、広く市民に普及啓発する取組の一つとして、ノルディック・ウォーキングのポール等を貸出しすることとし、次のとおり必要な事項を定める。

## 2 貸出し場所

千歳市保健福祉部健康づくり課健康企画係（総合保健センター 1 階 事務室内）

## 3 設置内容

- |                        |      |
|------------------------|------|
| ( 1 ) ノルディック・ウォーキングポール | 50 組 |
| ( 2 ) 収納ケース（通常 10 組収納） | 5 袋  |

## 4 ポールの貸出し対象者

主に 39 歳以下の千歳市民

## 5 申込み先

千歳市保健福祉部健康づくり課健康企画係

## 6 申込み方法

- ( 1 ) 電話で使用状況を確認し、予約する。
- ( 2 ) 借用書（様式 1 ）を提出する。

## 7 貸出し期間等

1 回につき 1 か月以内とする。  
なお、状況により期間延長については検討する。  
ただし、市の事業で使用予定のある日程は貸出し不可とする。

## 8 貸出しに係る費用について

- ( 1 ) ノルディック・ウォーキングポールの貸出しは無料とする。
- ( 2 ) 貸出し及び返送に係る費用については、借用者負担とする。
- ( 3 ) 貸出し中に破損及び紛失した場合は、借用者実費弁償とする。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。